

広島高等裁判所岡山支部 令和●●年(〇〇)第●●号 不当提訴・国家賠償請求控訴事件
国側当事者・国

令和6年1月19日棄却・上告

(第一審・岡山地方裁判所倉敷支部、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年7月13日判決、本資料273号・順号2023-13)

判 決

控訴人(一審原告)	医療法人X
同代表者理事長	A
被控訴人(一審被告)	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	沖 陽子
同	坂田 奈央
同	石間伏 尚一
同	宗田 直美

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、559万6808円及びこれに対する令和4年12月6日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(略称は、特に断りがない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人において控訴人を被告とする別件取立訴訟を提起したことが違法であるとして、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。控訴人は、これを不服として控訴した。

- 2 前提事実並びに原告の主張及び被告の主張

前提事実並びに原告の主張及び被告の主張は、原判決2頁4行目の「30日」の後に「頃」を、同行目の「B」の後に「(以下「B」という。)」をそれぞれ加え、13行目の「上告し」から同行目末尾までを「上告したが、令和5年6月22日、最高裁判所は上告棄却の決定をし(乙3)、被控訴人勝訴の別件一審判決が確定した。」に改めるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1ないし3(原判決1頁24行目から3頁13行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1（原判決3頁15行目から4頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁19行目冒頭から24行目末尾までを次のとおり改める。

「民事訴訟の提起者が勝訴の確定判決を受けた場合において、上記訴え提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、提訴者が相手方の権利を害する意図の下に、作為又は不作為によって相手方が訴訟手続に関与することを妨げ、あるいは虚偽の事実を主張して裁判所を欺罔するなどの不正な行為を行い、その結果本来あり得べからざる内容の確定判決を取得したことなど特段の事情がある場合に限られると解するのが相当である（最高裁昭和44年7月8日第三小法廷判決・民集23巻8号1407頁参照）。」

(2) 原判決3頁25行目の「この点、」の後に「被控訴人が提起した別件取立訴訟は被控訴人勝訴で確定したところ、」を加え、4頁6行目の「そうすると」から8行目末尾までを「これらの事情に鑑みると、上記特段の事情はうかがわれず、本件全証拠によっても、上記特段の事情があるとは認められない。」に改める。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきところ、この判断と同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第1部

裁判長裁判官 柴田 厚司

裁判官 重高 啓

裁判官 大門 宏一郎